

令和6年第9回定例会

# 酒田市教育委員会会議録

(令和6年9月13日開議)

酒田市教育委員会企画管理課

## 第9回 酒田市教育委員会定例会 会議録

1 日 時 令和6年9月13日(金) 午後1時30分 開会  
午後2時20分 閉会

2 場 所 酒田市役所7階 703会議室

3 出席者

出席	<del>欠席</del>	教 育 長	赤 坂 宜 紀
出席	<del>欠席</del>	委 員	神 田 直 弥
出席	<del>欠席</del>	委 員	阿 部 浩
出席	<del>欠席</del>	委 員	鶴 田 淑 子
出席	欠席	委 員	工 藤 亜 紀 子

4 説明者

出席	<del>欠席</del>	教 育 次 長	堀 賀 泉
出席	<del>欠席</del>	企 画 管 理 課 長	斎 藤 正 人
出席	<del>欠席</del>	学区改編・義務教育学校 整備主幹	庄 司 英 一
出席	<del>欠席</del>	学 校 教 育 課 長	今 井 綾 子
出席	<del>欠席</del>	指 導 主 幹	菅 原 智 法
出席	<del>欠席</del>	社 会 教 育 課 長	前 田 聡 子
出席	<del>欠席</del>	ス ポ ー ツ 振 興 課 長	樋 渡 隆

5 議事日程

- 日程第1 会期決定
- 日程第2 会議録署名委員の指名
- 日程第3 前回会議録の承認
- 日程第4 議事
- 日程第5 その他

## ◎ 開議

(赤坂教育長) ただいまより、令和6年第9回酒田市教育委員会定例会を開会いたします。本日は、工藤委員が欠席であります、定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

## ◎ 会期

(赤坂教育長) 日程第1 会期の決定を議題といたします。会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(各委員「異議なし」)

(赤坂教育長) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

## ◎ 会議録署名委員の指名

(赤坂教育長) 次に、日程第2 会議録署名委員の指名を議題といたします。本日の署名委員に阿部委員と鶴田委員を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(赤坂教育長) ご異議なしと認めます。よって、会議録署名委員は阿部委員と鶴田委員に決定いたしました。

## ◎ 前回会議録の承認

(赤坂教育長) 次に日程第3 前回会議録の承認を議題といたします。8月16日定例会の会議録の写しを事前にお示ししておりますので、そちらでご了承くださるようお願いいたします。

◎議事	議第20号	令和5年度酒田市一般会計歳入歳出決算の認定について
	議第21号	令和6年度酒田市一般会計補正予算（第7号）について
	議第22号	教育に関する事務の管理及び執行状況に係る点検評価について
	議第23号	指定管理者が作成する事業報告書の提出期限の見直しに伴う関係 条例の整備に関する条例の制定について
	議第24号	酒田市公民館設置管理条例の一部改正について
	議第25号	酒田市ひらた農村コミュニティカレッジ拠点施設設置管理条例の 一部改正について
	議第26号	酒田市出羽遊心館設置管理条例の一部改正について
	議第27号	酒田市公益研修センター設置管理条例の一部改正について
	議第28号	酒田市清亀園設置管理条例の一部改正について
	議第29号	酒田市ひらた生涯学習センター設置管理条例の一部改正について
	議第30号	酒田市体育施設設置管理条例の一部改正について
	議第31号	酒田市平田B&G海洋センター設置管理条例の一部改正について
	議第32号	物品の取得について（校務用パソコン）
	議第33号	酒田市ひらた生涯学習センター設置管理条例施行規則の一部改正 について

（赤坂教育長）次に日程第4 議事に入ります。

ここで発議いたします。議第20号、議第21号及び議第23号から議第32号は市議会への説明前であり、また議第33号は議第29号に関連する議案のため、酒田市教育委員会会議規則 第14条に基づき、非公開としたいと思います。議第20号、議第21号及び議第23号から議第33号を非公開とすることに「賛成」の委員は、挙手をお願いいたします。

（赤坂教育長）全員の賛成がありましたので、議第20号、議第21号及び議第23号から議第33号は、非公開といたします。また、ただいま非公開としました議案については、最後に審議を行います。

（赤坂教育長）それでは、議第22号 教育に関する事務の管理及び執行状況に係る点検評価について を議題といたします。これについて、提案願います。

（企画管理課長）議第22号 教育に関する事務の管理及び執行状況に係る点検評価について ご説明いたします。報告書の1ページ目をご覧ください。

点検評価につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条第1項の規定により、教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表することにより、効果的な教育行政の推進を図り、市民への説明責任を果たしていく、という趣旨のもとに、

平成19年の法改正により新設された規定で、教育委員会では平成21年2月に最初の点検評価の議決を行っており、翌21年度からは9月の市議会までに報告書を作成し、議会への報告と市民への公表を行う現在の形に至っております。

この報告書は、第2期酒田市教育振興基本計画の基本方針に基づく主要施策と、令和5年度に教育委員会が取り組んだ事務事業の2つのレベルで検証を行い、施策と事務事業の関係性をチェックし、継続的な改善につなげていくことを目的として作成しています。また、第2期酒田市教育振興基本計画については、令和2年度から令和11年度までの10年間を計画期間としていますが、令和6年度からの後期計画につなげるため、全ての施策について令和2年度から令和5年度までの前期計画の振り返りを行い、各施策の評価を記載しています。

外部の評価者は、元鶴岡南高等学校校長で学識経験者である山形県公安委員会の柴田曜子委員と、東北公益文科大学の森元拓教授にお願いしております。

3ページから5ページは外部評価者の総括的な意見を記載しております。

これまでの定例会の勉強会、協議会で教育委員のみなさまと議論を深めさせていただいた施策評価表は8ページから58ページに掲載しておりますが、主要施策ごとに外部評価者の意見も記載する様式にしております。59ページ、60ページは、令和5年度の教育委員会の活動状況の記録でございます。

それでは、外部評価者から頂戴した意見の概要をご説明します。

最初に、柴田委員でございます。

柴田委員におかれましては、39年間を教育現場で努められ、現在、県の警察行政において公安委員会委員を務められています。長年英語科教員として高校、中学校、小学校に関わっていた実践経験をお持ちで、昨年につき2年目となる外部評価委員を引き受けるに当たり、学校見学を希望されて、小学校2校、中学校1校を訪問し、授業を見学したり学校経営について校長から説明を受けました。

柴田委員は、学校現場で感じた課題の一つ目として、授業の中でICT利用が進んでいるが、児童生徒の個人差が大きく、小学校低学年において既に学習する上で差ができていて、どのように個々の力を伸ばす授業を行っていくかは大きな課題と指摘されました。また、課題の二つ目として、クラス運営や授業は担任に委ねられており、教員の個人差があることを挙げられ、工夫を凝らして授業を組み立てたり、クラス運営や生徒指導に力を発揮している教員のやり方を共有する仕組みが必要だと意見を頂戴しました。

また、柴田委員からは、今回の点検評価に係るヒアリング等を通じて、同じ施策の中で項目によって担当課が異なっていたり、一方で同じ事業が複数の施策の中で触れられていたり、もう少し整理してもいいのではないかとご指摘いただきました。具体的には、社会教育課の「生涯学習推進講座開催事業」が主要施策3『豊かな心の育成』及び主要施策11『郷土愛を育み、地域と協働する教育の推進』の施策(1)ふるさと教育の推進で触れられていたり、同じく社会教育課の「鳥海山・飛島ジオパーク講座開催事業」が主要施策6『変化に対応し、社会で自立できる力の育成』の施策(3)環境教育の推進と主要施策11の施策(1)ふるさと教育の推進において重ねて報告しているなど、評価を

受けるに当たって整理すべきとご意見をいただきました。

さらに、柴田委員は令和5年度の評価の中で気になったこととして、児童生徒の読書の減少と運動機会の減少を挙げられました。読書の減少については、主要施策3『豊かな心の育成』の施策(2)読書活動の推進について、学校図書室の貸出冊数、読書が好きな児童生徒の割合が減少していることから対策が必要であること、運動機会の減少については、主要施策4『健やかな体の育成』の施策(2)の陸上指導サポーター事業について、すべての小学校で実施したことは評価できるとしながらも、運動をする、しない児童生徒の二極化の解消の具体的施策を作成することが課題だと指摘されました。また、主要施策15『「する」「みる」「ささえる」スポーツの推進』では施策評価表3 CHECK（現状評価）のKPI（重要業績評価指標）に触れて、令和5年の成人スポーツ実施率が50%を超えていることに対して、小学生のスポーツ実施率が低下しているのは今後を考えると対策が必要と意見を頂戴しました。

続いて、森元教授の意見の概要を説明いたします。

森元教授は、東北公益文科大学では政策コースの教授として、法学や法哲学等を専門にしており、今回初めて外部評価に携わっていただきました。森元教授からは、中学校の授業見学や外部評価のためのヒアリングを通じて気が付いた点として大きく2点挙げていただきました。

第一に、各施策には必ず目的や理念が存在している。目的や理念を見出すことのできない施策、時代や状況が変化して目標や理念が異議を有さなくなった施策、既にその目的や理念を達成してしまった施策などは、その役割を既に終えていると考えるべきであり、見直しや中止を積極的に検討すべきであるにご意見をいただきました。具体的には、主要施策13『人生をマルチステージと捉えた生涯学習の推進』の、施策(1)生涯学習の推進において、本市が「暮らしに役立つおかね講座」や「シニアのための金融講座」を主催する意義は何か、市民のためにどのような講座が有益なのか、内容等を考慮したうえで開催すべきではないかをご指摘をいただきました。

また、第二に、柴田委員もご指摘されましたが、施策によっては担当部署が複数にまたがり、いわゆる縦割り行政となっているものもあるにご意見をいただきました。例としては、主要施策3『豊かな心の育成』の、施策(3)幼児教育の連携において、「小1プログラム」の解消に向けて、学校教育課担当の学校側からの施策と、社会教育課担当の幼稚園・保育園側からの施策において担当課が別で、施策としても担当課ごとに別々に実施されているように見えるとご指摘をいただきました。その上で、森元教授からは、例示した施策以外にも言えることだが、それぞれの担当課が俯瞰的視点を失うことなく、横の連携を意識しつつ施策の効果的な実施に努めることを期待したいと総括していただきました。

説明は以上となります。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

(赤坂教育長) ただいまの提案に対しまして、ご質問やご意見等ございませんか。

(阿部委員) 毎年のことになってしまいますが、やはり気になるのが外部評価を頂いた先生方の意見が、令和6年度動き出しているこの9月に、どのように反映されていくのかなというのが1点あります。9月の段階で、外部評価を昨年の事業に対しての評価を頂いて、これを今年度の計画にどのように反映されていくのかなというのが気になるところが1つ、あと今この9月の時点で昨年度の点検評価が審議されることは特に構わないのかなと思いますが、その出方といいますか終わった事業から点検評価できる仕組みというのも今後考えていけないといけないのかなと思います。今年度で言うと、4月の勉強会で点検評価の一回目が出てきたと思いますが、その前からたぶん各部署の皆さんは引き継ぎ等々でやられていると思うんですが、今この出てきたものが次年度ではなくて今年度に反映させるためにはどうしたらいいのか、また今年度でなければ次年度に向けてどう反映していかなければいけないのかというのが1つ考えていかなければいけないのかなと思いました。

(企画管理課長) どうしても市の事業を進めるのが単年度で行っていく、その中で振り返り、前年度のを今やっているわけです。どうしてもその中で前年度の評価を頂いた部分が、もう既に現年度においては事業がかなり進捗していて、半年過ぎようとしているところがございます。皆さまから頂いた意見を、事業の振り返りをしながら見直せるところは当然進めながら、出来る限りご意見を行政としても事業の中に取り入れていく、そういった姿勢は常に持ち続けたいと思っております。今後、予算要求も進行しているところでございます。来年度にはなりますが、今年度から来年度に繋げていく、頂いた意見を現年度から新年度に繋げていく、引き継いでいくというところをしっかりとやっていきたいと考えております。

(赤坂教育長) 他にございませんか。

(赤坂教育長) ないようですのでお諮りいたします。議第22号 教育に関する事務の管理及び執行状況に係る点検評価について を提案のとおり決するにご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(赤坂教育長) ご異議なしと認めます。よって、議第22号は提案のとおり決しました。

## ◎ その他の報告

(赤坂教育長) 次に日程第5 その他に入ります。報告事項何かございますか。

(企画管理課長) ございません。

— 非公開 —

(赤坂教育長) それではこれより非公開の議案審議に入ります。

議第20号 令和5年度酒田市一般会計歳入歳出決算の認定について を議題といたします。これについて提案願います。

(堀賀教育次長) 私から議第20号 令和5年度酒田市一般会計歳入歳出決算の認定について この提案につきましてご説明を申し上げます。

令和5年度酒田市一般会計歳入歳出決算の認定について、酒田市長より意見を求められておりますので、これに同意をしようとするものでございます。

教育委員会資料、令和5年度 酒田市一般会計歳出決算事項別明細書「教育委員会分抜粋」のPDF3ページ、下段についておりますページ数で119ページをご覧ください。

10款教育費の当初予算額58億898万3千円に、年度途中の補正予算額2億5,910万8千円を減額いたしまして、執行額であるところの支出済額、前年度からの繰越額の計上、次年度への繰越または繰越明許などによる差し引きにより、3億4,974万1,435円が不用額となっております。

令和6年度への継続費繰越額2,407万9千円と、繰越明許費2億2,800万5千円を控除しますと、令和5年度の予算現額すなわち最終的な予算額は61億4,465万7千円となります。

これで支出済額57億9,491万5,565円を控除しますと、執行率は教育費全体で94.3%となります。

なお、令和4年度からの主な繰越事業費は、学校施設長寿命化業費約2億4,444万8千円、小学校学校空調設備整備事業費7,920万円、中学校学校空調設備整備事業費6,000万5千円でございます。

令和5年度の普通会計では、平田地区給食施設整備事業費、国体記念体育館改修事業費などが増額となったため、教育費の決算規模は令和4年度普通会計決算額に比べて38.2%の増加となっております。

なお、主要な施策の成果報告書の教育委員会抜粋分をPDFで17ページ以降、資料としてお付けしておりますので合わせてご覧いただきますようお願いいたします。説明は以上でございます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

(赤坂教育長) ただいまの提案に対しまして、ご質問やご意見等ございませんか。

(赤坂教育長) ないようですので、お諮りいたします。議第20号 令和5年度酒田市一般会計歳入歳出決算の認定について を提案のとおり決するにご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(赤坂教育長) ご異議なしと認めます。よって、議第20号は提案のとおり決しました。次に、議第21号 令和6年度酒田市一般会計補正予算(第7号)について を議題といたします。これについて提案願います。

(堀賀教育次長) それでは議第21号 令和6年度酒田市一般会計補正予算(第7号)について、この提案につきましてご説明いたします。

令和6年度酒田市一般会計補正予算(第7号)につきまして、酒田市長より意見を求められておりますので、これに同意するものでございます。

資料ですがPDFで79ページ、「教育委員会資料1(議第21号関係) 令和6年度酒田市一般会計補正予算(第7号)」をご覧ください。

この度の補正は、10款教育費4項生涯学習費を60万8千円、10款教育費5項保健体育費を407万円それぞれ増額し、10款合計で467万8千円を増額、補正後の教育費予算現計を54億7,969万7千円とするものでございます。

この予算補正により、一般会計現計予算全体624億6,494万1千円に占める教育費の割合は約8.77%となる予定でございます。

次にPDFで80ページ、「教育委員会資料2(議第21号関係) 令和6年度酒田市一般会計補正予算(第7号)の概要(教育委員会関連分)」をご覧ください。

歳出補正の社会教育課「生涯学習施設管理運営事業」及びスポーツ振興課「体育施設管理事業」につきましては、いずれも今年度上期に急を要する修繕があり、突発的な修繕等に対応したため、今年度下期における修繕実績と過去の分を勘案して不足が見込まれたため増額補正するものです。

具体的には、令和6年5月26日に文化センターホールのワイヤーとフライダクトなどの吊り物の損傷がわかり既存予算で修繕。平田B&G海洋センター給湯ボイラー更新修繕などとなっております。

私からの説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

(赤坂教育長) ただいまの提案に対しまして、ご質問やご意見等ございませんか。

(赤坂教育長) ないようですので、お諮りいたします。議第21号 令和6年度酒田市一般会計補正予算(第7号)について を提案のとおり決するにご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(赤坂教育長) ご異議なしと認めます。よって、議第21号は提案のとおり決しました。次に、議第23号 指定管理者が作成する事業報告書の提出期限の見直しに伴う関係条

例の整備に関する条例の制定について を議題といたします。これについて提案願います。

(社会教育課長) 議第23号 指定管理者が作成する事業報告書の提出期限の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、酒田市長より意見を求められているので、同意するものです。改正の内容としましては、指定管理者の事業報告書の提出期限について、毎年度終了後30日から60日に変更するものです。改正する条例につきましては、市全体で30件ほど、うち教育委員会に関する条例は15番 酒田市公民館設置管理条例、17番 酒田市立図書館設置管理条例、18番 酒田市出羽遊心館設置管理条例、19番 酒田市公益研修センター設置管理条例、20番 酒田市体育施設設置管理条例、28番 酒田市酒田駅前交流拠点施設ミライニ設置管理条例となります。この条例につきましては、令和7年4月1日から施行となります。以上、よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

(赤坂教育長) ただいまの提案に対しまして、ご質問やご意見等ございませんか。

(赤坂教育長) ないようですので、お諮りいたします。議第23号 指定管理者が作成する事業報告書の提出期限の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを提案のとおり決するにご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(赤坂教育長) ご異議なしと認めます。よって、議第23号は提案のとおり決しました。次に、議第24号 酒田市公民館設置管理条例の一部改正について から 議第29号 酒田市平田生涯学習センター設置管理条例の一部改正について まで、及び議第33号 酒田市ひらた生涯学習センター設置管理条例施行規則の一部改正について を議題といたします。関連がありますので、一括して提案願います。

(社会教育課長) 議第24号 酒田市公民館設置管理条例の一部改正について から 議第29号酒田市平田生涯学習センター設置管理条例の一部改正について まで、酒田市長より意見を求められているので、同意するものです。また、議第33号 酒田市ひらた生涯学習センター設置管理条例施行規則の一部改正について、ご説明いたします。本日、委員の皆さまにお配りしております議第24号から議第31号関係補足資料をご覧ください。施設使用料は、施設使用料の見直し方針におきまして、原則5年ごとに見直しを行うこととしておりまして、改定時期の令和7年4月1日に実施しようとするものでございます。

使用料算定の基本的な考え方については、前回の令和2年度改定時と変更はありません。使用料は、施設の維持管理のために必要となる原価、コストと受益者負担割合に

基づきまして算定されます。受益者負担割合につきましては、50%を基準としておりまして、以下4分類に区分しております。前回の令和2年度では、改定前の使用料の2倍を上限として設定しておりました。今回の改定では、利用者の急激な負担増に配慮し、算定原価が前回見直し時から約2割増加していることから、令和2年度改定後使用料の1.2倍を上限としております。以上の考えを基にしまして、社会教育課では所管施設、公民館、ひらた農村コミュニティカレッジ拠点施設、出羽遊心館、公益研修センター、清亀園、ひらた生涯学習センターの6つの施設の使用料を見直すこととなります。この使用料の見直しに伴いまして、各施設の設置管理条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、各新旧対照表をご覧ください。なお、議第29号のひらた生涯学習センターにつきましては、今回の使用料見直しの他に、使用区分の変更により設置管理条例の一部を改正しております。また、使用料が減免になる場合も実費負担をいただく項目、例えばシーツ、枕カバー、浴室使用料におきまして、利用者に分かりやすいように但し書きで追加することから、議第33号のひらた生涯学習センター設置管理条例施行規則の一部を改正します。以上、よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

(赤坂教育長) 議第24号から議第29号まで及び議第33号の提案に対し、ご質問やご意見等ございませんか。

(赤坂教育長) ないようですので、順次お諮りいたします。議第24号 酒田市公民館設置管理条例の一部改正について を提案のとおり決するにご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(赤坂教育長) ご異議なしと認めます。よって、議第24号は提案のとおり決しました。次に、議第25号 酒田市ひらた農村コミュニティカレッジ拠点施設設置管理条例の一部改正について を提案のとおり決するにご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(赤坂教育長) ご異議なしと認めます。よって、議第25号は提案のとおり決しました。次に、議第26号 酒田市出羽遊心館設置管理条例の一部改正について を提案のとおり決するにご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(赤坂教育長) ご異議なしと認めます。よって、議第26号は提案のとおり決しました。

次に、議第27号 酒田市公益研修センター設置管理条例の一部改正について を提案のとおり決するにご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(赤坂教育長) ご異議なしと認めます。よって、議第27号は提案のとおり決しました。次に、議第28号 酒田市清亀園設置管理条例の一部改正について を提案のとおり決するにご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(赤坂教育長) ご異議なしと認めます。よって、議第28号は提案のとおり決しました。次に、議第29号 酒田市ひらた生涯学習センター設置管理条例の一部改正について を提案のとおり決するにご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(赤坂教育長) ご異議なしと認めます。よって、議第29号は提案のとおり決しました。次に、議第33号 酒田市ひらた生涯学習センター設置管理条例施行規則の一部改正について を提案のとおり決するにご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(赤坂教育長) ご異議なしと認めます。よって、議第33号は提案のとおり決しました。次に、議第30号 酒田市体育施設設置管理条例の一部改正について 及び議第31号 酒田市平田B&G海洋センター設置管理条例の一部改正について を議題といたします。関連がありますので、一括して提案願います。

(スポーツ振興課長) 議第30号 酒田市体育施設設置管理条例の一部改正について 及び議第31号 酒田市平田B&G海洋センター設置管理条例の一部改正について、酒田市長より意見を求められているので、同意するものです。

初めに、酒田市体育施設設置管理条例の一部改正についてご説明させていただきます。ただいま社会教育課長より施設使用料の見直しについて説明がありまして、原則5年ごとの見直しということで、体育施設に関しても同様、令和7年4月1日改定ということで実施しようとするものでございます。酒田市体育施設設置管理条例につきましては、3点ほど改正がございます。新旧対照表をご覧ください。別表第2の(1)体育施設の使用期間と使用時間が記載されております。このうち、酒田市眺海の森グラウンドの使用期間につきまして、午前9時から午後4時30分までを、午前9時から午後6

時までとするものです。これにつきましては、ナイター設備のない他の体育施設、屋外施設ですが、そちらの方に使用時間を合わせるものです。2つ目が、別表第3の体育施設使用料の通則に8としまして、「体育施設を1時間単位で使用する場合の使用時間の開始は、正時からとし、使用時間の終了は正時までとする」という文言を加えるものでございます。

続きまして、この度の施設使用料の見直しに伴いまして、別表第3の1、こちらには各体育施設の使用料が記載されておりますが、そのうち酒田市光ヶ丘野球場と屋内練習場の使用料、(2)酒田市八森野球場の使用料と夜間照明設備使用料、(3)酒田市光ヶ丘陸上競技場を単独で使用する場合の使用料、(4)酒田市光ヶ丘コート、酒田市国体記念テニスコート、酒田市八森テニスコート使用料と夜間照明設備使用料、(9)酒田市国体記念体育館大アリーナの観覧席、こちらの足元暖房の暖房料については削除する予定でございます。(11)酒田市八幡体育館の使用料、(12)酒田市松山体育館の使用料、(13)酒田市平田体育館の使用料、平田体育館につきましては、時間単位での使用料を減らしまして、個人使用料は据え置きでございます。(14)酒田市光ヶ丘球技場の使用料と夜間照明設備使用料、(15)酒田市飯森山多目的グラウンドの使用料、(16)酒田市光ヶ丘多目的グラウンドの使用料と夜間照明設備使用料、(17)酒田市松山多目的運動広場の使用料、(18)酒田市眺海の森グラウンドの使用料、(19)酒田市武道館の道場、相撲場、付属施設については会議室等の使用料、以上16施設の使用料を改定するものでございます。なお、この条例上には34施設ございます。そのうちの14施設の使用料等が値上がりします。2施設が値下がりします。

続いて、酒田市平田B&G海洋センター設置管理条例ですが、別表第8条関係に記載のとおり、使用時間につきまして「正時から正時までの1時間単位とする」という文言を加え、合わせて中学生以下、高校生、一般と他の体育館と同様に個人利用が出来るよう条例を整備するものでございます。

以上、よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

(赤坂教育長) 議第30号及び議第31号の提案に対しまして、ご質問やご意見等ございませんか。

(神田委員) 値上げをする時の上限の考え方、1.2倍を上限とするということでしたが、1.2倍の根拠はなんなのか教えていただけますか。

(堀賀教育次長) 1.2倍にするという根拠については、庁内で議論するときも話題になりました。具体的に、他市町村との比較ですとか、本来ですと1.5倍にすべきではないかとの意見も出ましたが、急な値上げによる市民への影響を考慮して、いろんな倍数を考えてみた結果、そこが妥当と庁内の中で判定したということです。根拠的なものがあるのかと言われると厳しいのですが、内容としてはそのような内容になっております。

(神田委員) 文化・芸術推進計画であるとか、スポーツ振興計画の中で、利用人数というパーセンテージの設定がありますよね。そういったところに影響していく可能性があると思いますし、今後施設の利用状況をみて利用者が減っていく可能性もあるわけですよね。その辺りを考慮いただいた上で1.2倍くらいであれば皆さん継続してご利用いただけるという確認が取れているのであればこれくらいで仕方がないのかなと思います。かなり抵抗感が高いようで利用者が減ってしまうと折角さまざまな公共施設があるのに利用されないというような状態になってしまったらもったいないので、5年ごとの見直しをしていく中で、利用者の方がこれくらいであれば仕方がないご理解いただいているか今後検討いただけるとありがたいと思います。

(赤坂教育長) 他にご質問、ご意見等ございませんか。

(赤坂教育長) ないようですので、順次お諮りいたします。議第30号 酒田市体育施設設置管理条例の一部改正について を提案のとおり決するにご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(赤坂教育長) ご異議なしと認めます。よって、議第30号は提案のとおり決しました。次に、議第31号 酒田市平田B&G海洋センター設置管理条例の一部改正について を提案のとおり決するにご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(赤坂教育長) ご異議なしと認めます。よって、議第31号は提案のとおり決しました。次に、議第32号 物品の取得について (校務用パソコン) を議題といたします。これについて提案願います。

(学校教育課長) 議第32号 物品の取得について (校務用パソコン) について、ご説明いたします。物品を取得するにあたり、酒田市長より意見を求められているので、これに同意するものです。取得の目的は、校務用パソコンの購入、取得物品は校務用パソコン229台、取得の方法は条件付き一般競争入札による取得、取得の金額は3,163万8,640円、契約の相手方は株式会社管理システムとなっております。次のページには仮契約書が載っております。

以上よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

(赤坂教育長) ただいまの提案に対しまして、ご質問やご意見等ございませんか。

(阿部委員) 校務用パソコンというのは、学校の子どもたちが授業の中で使うものなのか、

先生方が使用するパソコンなのかどちらなんですか。

(学校教育課長) 校務用パソコンというのは、市内の小・中学校の教員が日常的に使用するパソコンとなっております。

(阿部委員) どのくらいのスパンで買い替えられているのでしょうか。

(学校教育課長) 現在、教職員分600台ございますが、以前は平成29年度に中学校を中心に300台、平成30年度に残り300台を更新しております。だいたい最長で7年となっておりますが、今回の更新に関しては令和8年度までの3か年で更新していくというような予定でございます。

(赤坂教育長) 他にご質問等ございませんか。

(神田委員) リースでなくて買取をする理由はなんですか。

(学校教育課長) 先程最長で7年ほど使用していると言いましたけれども、年度ごとでの教職員数の増減によるパソコンの移動、それから修繕の際の対応、またOSや付属ソフトのサポート終了時での対応についても買取の方が対応しやすいという面で、買取での整備としております。

(赤坂教育長) 他にご質問等ございませんか。

(赤坂教育長) ないようですので、お諮りいたします。議第32号 物品の取得について (校務用パソコン) を提案のとおり決するにご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(赤坂教育長) ご異議なしと認めます。よって、議第32号は提案のとおり決しました。本日の案件は以上となりますが、事務局から何かございますか。

(赤坂教育長) 委員の皆さまから何かございますか。

(赤坂教育長) ないようですので、以上を持ちまして本日の日程は全て終了しましたので、閉会いたします。